

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革	規制改革	要望主体	規制改革	規制改革	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								要望管理番号	要望事項管理番号		要望事項番号	要望事項(事項名)							
z3000010	弁護士法第72条の見直し	弁護士法第72条	弁護士法第72条は、同法が例外として定める場合を除いて、弁護士でない者が報酬を得る目的で法律事務の取扱いを業とすることを禁止している。	につきa につきb	につきa につきb については検討中	弁護士法以外の法律において同法第72条の例外が定められていることを明確化する旨の弁護士法第72条ただし書の改正を含む「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律」が第156回国会で成立(平成16年4月1日に施行)。		5018	5018070	三井住友海上火災保険株	7	弁護士法第72条の見直し		弁護士法第72条但書を改め、他の法律の規定により認められる場合にも、弁護士でない者の法律事務の取扱を認める。他の法律の規定によって行なわることが適当でない法律事務(訴訟の代理など)は弁護士法において明確化する	子会社業務の円滑な運用、子会社の統合、事務量及び経費の合理化が図れる。グループの組織再編、合理化。	グループ経営の進む中で、親会社やグループ内の一部の会社に法務部門等を集約することが機能的にも費用的にも合理的であるため、グループ内の会社の法廷外法律事務(法務関連業務等)を相互委託できるようにしていただきたい。	弁護士法第72条	法務省 司法制度改革推進本部	弁護士法は、同法が例外として別に定める場合を除き、非弁護士の法律事務の取扱を禁止している。同様の規定は税理士法(第52条)、弁理士法(第75条)にも置かれているが、公認会計士法(第47条の2)、司法書士法(第73条第1項但書)、行政書士法(第19条第1項但書)では、法律の規定がある場合は例外としている。
						親会社の子会社の法廷外法律事務を無償で取り扱うことは現行制度においても可能である。親会社が子会社の法律事務を有償で業として取り扱うことと弁護士法第72条の関係については、司法制度改革審議会意見(平成13年6月12日)及びこれののちとして作成された司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定)を受け、司法制度改革推進本部事務局(法曹制度検討会)・法務省において検討しているところである。	5029	5029190	(社)日本損害保険協会	19	弁護士法第72条の見直し	弁護士法第72条但書を改め、他の法律の規定により認められる場合にも、弁護士でない者の法律事務の取扱を認める。他の法律の規定によって行なわることが適当でない法律事務(訴訟の代理など)は弁護士法において明確化する。	子会社業務の円滑な運用、子会社の統合、事務量及び経費の合理化が図れる。グループの組織再編、合理化に資する。	グループ経営の進む中で、親会社やグループ内の一部の会社に法務部門等を集約することが機能的にも費用的にも合理的であるため、グループ内の会社の法廷外法律事務(法務関連業務等)を相互委託できるようにしていただきたい。	弁護士法第72条	法務省 司法制度改革推進本部			